

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

震災時における過去の事例

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ガソリンスタンド等の危険物施設の被災や被災地への交通手段が寸断されたこと等によりガソリン、軽油、灯油等の燃料が不足し、危険物施設以外の場所での平常時とは異なる危険物の貯蔵・取扱いが多く行われました。

安全対策及び手続きについて

当消防本部では、総務省消防庁で公表している「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」を基に、震災時において必要な危険物の貯蔵・取扱い等の安全対策及び手続き等の運用を定めました。

危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは

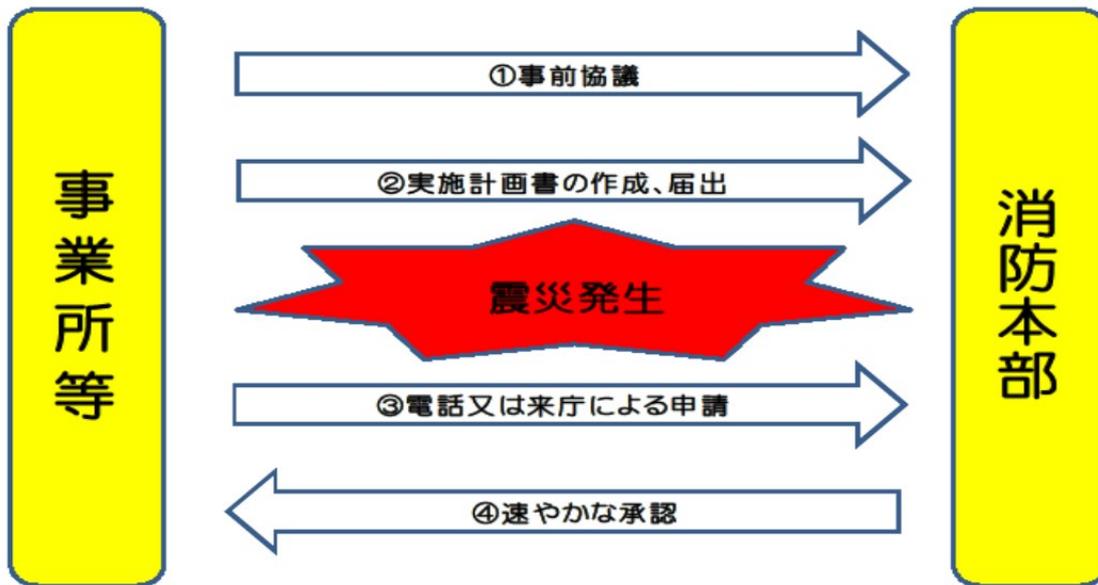
指定数量以上の危険物（例：ガソリン200リットル以上、灯油・軽油1000リットル以上）を危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いをすることは、消防法で禁止されています。

ただし、消防本部に申請し、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内の期間、仮に貯蔵・取扱いをすることができます。

○消防法抜粋（第10条第1項 危険物の貯蔵・取扱いの制限等）

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。

震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きのフロー



事前に実施計画書を提出しておくことで、震災時に必要になった申請を電話等で行うことができ、承認（口頭）が即日可能になります。

これにより、震災時における非常時の危険物の取扱い等を迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができます。

ただし、申請書は後日改めて提出する必要があります。

また、震災時の状況により申請手数料の減免が適用される場合があります。

実際に被災地で行われた事例及び実施計画書の作成例

- ・ [ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い\(PDF 428KB\)](#)
- ・ [危険物を収納する設備等からの抜き取り\(PDF 490KB\)](#)
- ・ [移動タンク貯蔵所等による給油・注油\(PDF 455KB\)](#)

手続き等について

[震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について\(PDF 783KB\)](#)

[危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書様式・・・\(Word 20KB\) \(PDF 108KB\)](#)